

## 原賠法における責任集中原則の射程

福田健太郎

目次
I はじめに
II 原賠法における責任集中原則
III 責任集中原則の射程に関する議論
IV 検討
V おわりに

### I はじめに

本稿は、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）が規定する責任集中原則の射程について検討することを目的とするものである。原賠法4条1項は「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」とし、3条に規定する原子力損害賠償責任が発生する場合には、当該損害賠償責任を負う原子力事業者に責任が集中する旨を規定している。これは逆に言えば原子力事業者以外の者は免責されることを意味するが<sup>(1)</sup>、原発事故に起因する損害が原子力事業者以外の行為によって拡大した場合でも原子力事業者のみが損害賠償の責任を負うことになるのかということについては必ずしも判然としない。

この問題については2011年の福島第一原発事故以前は特に目立った議論もなく、またその必要性も大きくなかったが、後述のように事故後は意識的に論じられるようになっており、実際問題として、現時点においては無視することのできない問題となっている。福島第一原発事故後の国や地方公共団体の対応が適切なのかということについては、放射線被曝についての知見を有しない筆者が軽々にコメントできる問題ではないが、福島県浜通り、中通りを中心に東日本の広い範囲が放射

性物質に一定程度以上汚染されていることは事実であり<sup>(2)</sup>、低線量被曝による健康への影響については専門家の間でも見解が分かれていることに鑑みると<sup>(3)</sup>、「被害を予見することが可能であり被害の発生・拡大を防ぐ措置を講じることができたにもかかわらず権限を適切に行使しなかった<sup>(4)</sup>ために健康被害が拡大した（あるいは顕在化の時期が早まった）」ということを理由として国や地方公共団体に対して損害賠償が請求されることも想定できないわけではない<sup>(5)</sup>。同様の懸念から国民が実際に訴訟提起に踏み切っているケースも散見される<sup>(6)</sup>。このような状況において、原賠法における責任集中原則の射程を検討することは国や地方公共団体その他の主体<sup>(7)</sup>に対して損害賠償を請求する際の前提を整える意味を持つことになる。

損害賠償については、賠償の円滑かつ適切な実施に万全を期すため、原子力損害賠償支援機構法によって支援の枠組みが構築されており<sup>(8)</sup>、責任集中原則の射程を限定する必要性に疑問を呈する見解も出て来うるが、責任の所在を明らかにすることは将来の違法行為の抑止という観点からも重要であるし、責任集中原則を機械的に適用すると、不法行為を行った者に対して債権者が有しているはずの損害賠償請求権という財産権を侵害することになる危険性もあるため、実際に不法行為を行った者に対して損害賠償請求権を行使する

ことができるのか検討することには意味がある。

以下では、まず現行法の説明として、原賠法の規定とその趣旨について概観した後（Ⅱ）、責任集中原則の射程についてどのような見解が提示されているのかを確認することにする（Ⅲ）。そのうえで、責任集中原則の射程についてどのように考えるべきなのかということについての私見を述べることにしたい（Ⅳ）。

## Ⅱ 原賠法における責任集中原則

本章では、原賠法が規定する責任集中原則の趣旨について見ていくことにするが、責任集中原則は日本がアメリカやイギリスと締結した原子力協定と密接に関連しているため、まずそれらについて概観する。

### 1. 原子力協定における免責条項

1953年12月、第8回国連総会において、アメリカ大統領アイゼンハワーはいわゆる“Atoms for Peace”と呼ばれる声明を発表し、原子力平和利用のための国際管理機関と核分裂物質の国際プール案を提案した<sup>(9)</sup>。アメリカによる原水爆の独占が崩れる中で、原子力の平和利用を打ち出すことで国連における主導権を握ることを意図したものであったと言われる<sup>(10)</sup>が、各国の支持を得て、1954年12月の国連総会において原子力平和利用決議案が採択され、国際会議の開催と国際原子力機関の設立が決定された。

この流れの中で、アメリカは1955年1月、日本に対し濃縮ウランの供与を含む対日原子力援助に関する口上書を送付した<sup>(11)</sup>。当初、日本政府は積極的な反応を示さなかったが<sup>(12)</sup>、その後方針を転換し、1955年5月20日の閣議において、濃縮ウランの受入れ交渉を開始し適当な条件であればこれを受入れるということが了解されるに至った<sup>(13)</sup>。交渉の末、同年6月22日ワシントンにおいて仮調印が行わ

れ、最大20%の濃縮度を持つ「ウラン235」6kgまでを受け入れる協定（「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」〔昭和30年12月27日条約第19号〕、いわゆる日米原子力研究協定）の本調印が、同年11月14日に行われた<sup>(14)</sup>。同協定の成立後、日本最初の原子炉となるウォーターボイラー型原子炉の建設計画も進捗し、1957年4月には据付を完了する運びとなるので、このためにはその燃料の加工期間なども考えて、1956年の11月中旬にウォーターボイラー型の原子炉の燃料の賃貸借に関する細目協定を結ぶことが必要となった。

原子力損害賠償の問題が初めてクローズアップされたのは、この時である<sup>(15)</sup>。アメリカは、この段階で免責条項の挿入を要求してきたわけである。この場合の免責条項とは、アメリカから賃貸された濃縮ウランの引渡しをうけた後は、その製造、所有、賃貸、占有、使用から生ずる一切の責任からアメリカ政府を免除するというものであるが、アメリカは、この条項なくしては濃縮ウランを海外に賃貸し得ないというほどの重要な条項として要求してきたため<sup>(16)</sup>、細目協定にはかかる免責条項が挿入されることとなった<sup>(17)</sup>。

免責条項はイギリスとの原子力協定の締結の際にも問題となった。イギリスでは、1956年10月に、コールダーホール型原子炉において世界最初の原子力による大規模な発電が開始された。原子力委員会は、イギリスに派遣した調査団のその報告に基づき、将来の電力需給に備えて原子力の開発を進めるためには、同炉の安全性・耐震性などについて調査の上支障がなければ、できるだけ速やかにその導入をはかることが好ましいと考えるに至ったが、その導入のためにはイギリスとの原子力一般協定の締結が前提条件となっていた<sup>(18)</sup>。この交渉の中で、イギリスは当初のイギリス側の原案にはなかった免責条項の挿

入を要求してきた。交渉はしばらくの間停滞したが、日本原子力発電会社が1958年1月にイギリスに派遣した調査団による炉の安全性などに関する報告などを参考にしつつ検討がなされた結果、イギリス政府または公社は供給する燃料等の適合性・完全性について最善の努力を払い、燃料の引渡前に日本側で検収を行うのであるから免責条項を受諾しても差し支えないという結論に達し、日本はイギリスの要求を受け入れた<sup>(19)(20)</sup>。

日英原子力協定8条(2)(b)の「放射能に起因する損害に関する第三者に対する責任についていずれか一方の当事国において制定される新たな法令に照らして」という文言は、まさに近い将来、原子力損害賠償に関する立法がなされることを前提としたものであり、事実、原子力損害賠償の問題は、上記の原子力協定の交渉を契機として、日本においても本格的に検討が行われることとなった<sup>(21)</sup>。

## 2. 原賠法の立法過程<sup>(22)</sup>

日米、日英原子力協定が調印されて間もない1958年10月、原子力委員会は、原子力事業者に責任保険を主体とする損害賠償措置を講じさせること及び必要ならば国家補償を考慮することとする原子力災害補償制度確立のための基本方針を決定するとともに、制度の具体化のために原子力委員会に原子力災害補償専門部会を設置した<sup>(23)</sup>。原子力災害補償専門部会は18回の審議の末、1959年12月に答申を行ったが、そこでは、「事故を生じた場合には、原子力事業者に重い責任を負わせて被害者に十分な補償をえさせて、いやしくも泣き寝入りにさせることのないようにするとともに、原子力事業者の賠償責任が事業経営の上に過大な負担となりその発展を不可能にすることのないように、適当な措置を講ずることが必要である」との基本方針のもと、原子力損害賠償責任については、原子力事業者の無過失責任と並んで『『原子力事業者』に、

被害者である第三者に対する責任を集中し、それ以外の者はこれらに対する責任を負わないものとする」旨が述べられた<sup>(24)</sup>。原子力災害補償専門部会の答申を受けた原子力委員会は、答申の内容を骨子とし、若干の修正を加えつつ、1960年3月26日、「原子力損害賠償制度の確立について」<sup>(25)</sup>とする決定を行った<sup>(26)</sup>。次いで、同年3月29日の閣議において、それらを内容とする原子力損害賠償制度を早急に確立すべきことが了承された<sup>(27)</sup>。

以上の原子力委員会の決定及び閣議了解を受けて、科学技術庁原子力局においては直ちに立法化の作業を急ぎ、制度の基本的内容につき「原子力損害の賠償に関する法律」としてとりまとめた。1960年の第34回国会においては安保問題による混乱のため審議が完結せず、継続審査とされた後、結局廃案になったが、翌1961年の第38回国会において成立し、同年6月17日に法律第147号として公布された<sup>(28)</sup>。

ところで、責任集中原則については、1959年の原子力災害補償専門部会の答申においてその原型が示されたわけであるが、責任集中原則の必要性については原子力災害補償専門部会による答申に先立つ1959年7月に日本原子力産業会議原子力補償問題特別委員会によってまとめられた「原子力災害補償問題研究報告書」において既に言及されていた<sup>(29)</sup>。そこでは、責任集中原則が採用されるべき根拠として、以下の3点が挙げられた。まず、①「責任集中が行われれば、被害者は、誰人に責任があるかを究明する必要なく、原子力施設の所有者運営者を相手に賠償を請求すれば足る」という点である。これは公衆保護という観点からの根拠となる。次に、②「責任集中がなければ、供給者としては供給することを簡単に引受け得ないことともなり、「このような場合には、あらたな産業としての原子力関係産業を助成することは困難となる」という点である。これは供給者の視点からの

根拠となる。最後に、③「もし供給者も責任を負うとすれば、一見被害者は賠償請求の相手方が増え賠償を受ける額も増えるようにみえるが、一方、保険の引受能力には限界があるから、多数の供給者が原子力保険を要求することにより、結果として個々の保険金額が減少」し、「又、その場合には誰が責任者となるかによって賠償を受ける金額が異なり、却って十分な補償が行われなくなる結果も予見され、公衆の保護を完うすることが困難となるおそれがある」という点である。これは保険という観点からの根拠となる。

この根拠づけは、国会審議の場においても踏襲されている。参考人として参議院商工委員会（1961年5月30日開催）に出席した加藤一郎は大要次のとおり述べている。もしすべての供給者に責任が認められるということになれば、各人が責任保険に加入し自衛手段を講じなければならなくなるが、そうすると責任保険の重複が生じ、保険の限度額がそれだけ少なくなるのであるから、責任を認めたところで被害者には有利にならない。保険の技術としては、なるべく責任を最後の事業者のところに集中し、そこでまとめて保険をつけるのが適当である。責任を集中させると、一般公衆が損害賠償を請求する場合に、誰に請求してよいか明確になる。原子力事業の育成という観点からも、供給者の責任を免除するというにしないと、原子力事業に協力する者が少なくなる危険がある。供給者が安んじて供給できるようにする必要がある<sup>(30)</sup>。

以上のことからわかるように、責任集中原則の趣旨は、①被害者が容易に賠償請求の相手方を特定でき、被害者の救済に資する、②原子力事業者と機器等の資材提供の取引をしている関連事業者（以下、「関連事業者」という）を、被害者に対する賠償責任との関係で免責することから、製造物責任等の賠償責任を追及されるおそれがなくなり、原子力産業の健全な発達に資する、③保険契約者や対

象施設の重複がなく保険による損害賠償措置を講じることができるため、原子力事業のために提供される保険の引受能力が最大化される、という3点に求めることができる<sup>(31)</sup>。

### Ⅲ 責任集中原則の射程に関する議論

前述のように福島第一原発事故以前はこの問題について目立った議論はなされてこなかったが、事故後は意識的に論じられるようになってきている。以下では、まずこれまでの裁判例の立場を確認したうえで、現在、この問題についてどのような議論がなされているのかということを見ていくことにする。

#### 1. 裁判例

福島第一原発事故以前に原賠法が適用された事故は1999年9月のJCO核燃料加工事業所の臨界事故のみであるが<sup>(32)</sup>、当該事故に関する裁判例の中で原賠法4条の解釈が争われたものがある。

##### (1) JCO 臨界事故の概要<sup>(33)</sup>

JCO 臨界事故とは、1999年9月30日、茨城県那珂郡東海村にある核燃料加工会社 JCO 施設内で核燃料を加工中に、ウラン溶液が臨界状態に達し、核分裂反応が発生した事故（約20時間にわたって臨界状態が継続した）のことで、3名の従業員が重篤な被曝を受け、そのうち2名が死亡したほか、従業員を搬送した消防署員や臨界状態の停止作業に従事した従業員、事故施設周辺の住民等も被曝した（被曝者数約700人）。この事故では、人的被害に加えて経済活動も大きな影響を被り、事故施設の周辺地域のみならず県内全域において、事業所の休業による営業損害といった直接損害のほか、事故後においても農水産業や観光業で深刻な営業被害が発生した<sup>(34)</sup>。

##### (2) 水戸地判平成20年2月27日判タ1285号 201頁

本件は、臨界事故発生当時、JCO 東海事業所付近に所在する工場で稼働していた原告ら

が、事故の際に発生した放射線に被曝したことなどに起因して身体に変調が生じ、また、工場での営業ができなくなった等と主張して、JCO 及びその親会社である住友金属鉱山株式会社に対し、主的に民法709条及び715条1項（住友金属鉱山については、さらに債務引受ないし保証）に基づき、予備的に原賠法3条1項に基づき、治療費や慰謝料等の支払いを求めた事案である。主位的請求を見ればわかるとおり、民法の不法行為の規定に基づいてJCOの親会社に損害賠償を請求している点に特徴がある<sup>(35)</sup>。

原告らは、責任集中原則について、①住友金属鉱山はJCOの100%親会社であり実質的には形式上の原子力事業者であるJCOと一体であること、②原賠法の責任集中の原則はその立法過程を見ても資材等の供給者の免責を目的とするものであり住友金属鉱山のごとき原子力事業者の100%親会社を免責することを想定していないこと、③住友金属鉱山が100%子会社であるJCOを設立して原子力事業を行わせたことは原子力損害賠償法の立法趣旨と相容れない行為でありこのような行為を敢行した者に原子力損害賠償法による免責を主張する資格はなくまた原子力損害賠償法はそのような者の免責を想定していないことを理由に、原告らの損害が原子力損害に該当する場合でも住友金属鉱山は免責されないと解すべきであると主張した<sup>(36)</sup>。

水戸地裁はこの点について次のとおり判示し、民法の規定に基づく請求はそれ自体失当であるとした。①本件事故は原賠法3条1項本文にいう「原子炉の運転等の際」に発生したものであるから、本件事故により生じた「原子力損害」については、JCOが賠償する責任を負う。しかし、②同法4条1項の規定により、原子力事業者には該当しない住友金属鉱山に対しては、原賠法上はもちろんのこと、民法を含むその他のいかなる法令によっても、当該損害の賠償を請求することはでき

ない。③原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もないのであるから、本件事故による被曝と相当因果関係があるものとして損害賠償を請求する限りにおいては、原子力事業者に該当するJCOとの関係においても、民法上の不法行為に基づいて、損害賠償を求めることはできない<sup>(37)</sup>。

(3) 東京地判平成16年9月27日判タ1195号  
263頁

本件は、茨城県那珂郡東海村において宅地造成販売事業を計画していた茨城交通株式会社、臨界事故によって土地の価格が下落したため、当初販売を予定していた価格で宅地の販売ができなかったとして、JCOに対し、主的に原賠法3条1項に基づいて、予備的に民法709条に基づいて<sup>(38)</sup>、損害賠償を請求した事案である。原賠法4条の解釈が直接争点となったわけではないが、原賠法と民法の適用関係<sup>(39)</sup>について判示した部分があるので、見ておくことにする。

判決は、原賠法2条2項、3条1項の「損害」には、「原子炉の運転等」、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用」と相当因果関係があるかぎり、すべての損害を含むと解すべきであるとしたうえで、各条項の「損害」をこのように解する以上、「原告が被告の『原子炉の運転等』以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はなく、原賠法3条に基づく請求（主位的請求）が認められない場合には、民法709条に基づく請求（予備的請求）も認められない」とした<sup>(40)</sup>。

## 2. 学説等

前述のように、福島第一原発事故以降、責任集中原則の射程を巡る議論は意識的になされるようになってきており、ネット上の情報も含めると、法律家のブログを含めかなりの数になるが、ここではひとまず紙面に現れたものに限定して主要なものを紹介することにしたい<sup>(41)</sup>。

### (1) 責任集中原則の適用を全面的に肯定する見解

責任集中原則の適用を全面的に肯定すると、原賠法以外の法令の適用は排除されることになる。旧科学技術庁原子力局監修の『原子力損害賠償制度』が採用する見解であるが、次のような説明を行っている。原子力損害の発生につき原因を与えている（原子力事業者以外の）者が民法又はその他の法律（国賠法、自賠法等）に基づいて責任を有する場合には、これらの者もまた（無過失責任ではないにしても）賠償責任を有するものとみなされる余地があるため、原賠法4条1項において、とくにその他の者は一切責任を有しない旨を明白にした<sup>(42)</sup>。

したがって、この見解によると、原子力事業者以外の者は、たとえ原子力損害の発生について原因を与えていたとしても、事故そのものについて原因を与えている場合と事故後の被害の拡大について原因を与えている場合とを問わず、免責されることになる<sup>(43)</sup>。

### (2) 責任集中原則の適用場面を限定する見解

福島第一原発以後に発表された見解は基本的にこの見解に立脚しているが、どのような根拠でどこまで適用場面を限定するのかということについては論者によって様々である。

#### (i) 小島延夫の見解<sup>(44)</sup>

小島は、①事故の大きさ・長期性継続性・程度内容の深刻さを考えると、国に過失がある場合にまでその責任を免除するのは相当とは考えられない、②責任を免責することに

よって、安全対策をするべき行政の責務が不明確なものとなり、事故発生リスクが増大することとなる、③およそ免責されるということになると事故発生後の国の対応責任さえもあいまいなものとなる、といったことを理由に、国がその権限行使に過失があり、それにより事故を引き起こされたことが認められる場合には、国は、国賠法1条に基づく責任を負うと解すべきであるとする。

#### (ii) 大塚直の見解<sup>(45)</sup>

大塚は、原賠法4条の立法趣旨について、①機器・資材等の供給者が、事故の際に責任を負うことをおそれ、供給を拒むことが考えられるため、それを未然に防ぐ必要があること、②仮に機器等の供給者が賠償責任保険を締結してしまうと、保険の引受能力が十分ではなく、原子力事業者の保険による賠償能力が低下してしまうため、引受能力の最高額を得るためには保険証券の需要の累積を避ける必要があったこと、③高度の技術の集合体である原子力施設の場合、損害を発生させた原因者の究明を被害者に行わせるのは酷であることが挙げられるとしたうえで、これらのいずれを見ても、国家賠償責任を否定する理由はなく、同条は国家賠償責任を排除していないと解しようと思われるとする。

#### (iii) 磯野弥生の見解<sup>(46)</sup>

磯野は、原賠法の責任集中原則について、同法の立法当時には、損害賠償であっても行政の基準設定等の違法を問うことに判例等の蓄積がなく、国の責任については埒外に置かれていたとみるのが妥当であるということを経験に、基本的に原子力事業者を中心にそれに係わる事業者との関係に着目したものと見るべきであると理解する。そのうえで、現在では規制権限の不行使はもちろんのこと、行政立法権限の不行使（関西水俣病最高裁判決）や議会立法権限の不行使（ハンセン病訴訟）でさえ違法性が認められるようになっており、50年の積み重ねのなかで、国の責任は

単なる「援助」のレベルでなく、別途の賠償請求義務を問うことができるとするのが時に適った解釈だろうとする。

さらに、磯野は、仮に違法な権限行使による事故発生に係る賠償責任が「援助」のレベルだとしても、事故発生後の被害拡大防止対策の遅れによる責任は別途考えるべきであるとして、大要次のように述べる。原子力災害対策特別措置法では、被害拡大防止に関する国、自治体の責務が定められているが、そのうちの緊急事態応急対策は、それを怠ると生命にかかわる事態を含んでいる以上、内容によっては、不適切な措置が違法となる場合が含まれていると考えられる。原子力事故拡大防止の鍵となるのは情報提供義務と放射線量測定義務である。

まず、情報提供義務についてであるが、原子力事故による放射線被害は地震や津波とは異なって五感によって実感することができないので、情報により危険を察知する以外ない。また、原子力事故は一旦事故が起きれば広範囲かつ長期的に被害が及ぶため、できる限り多くの人々が適切な情報を得ることが必要である。したがって、原子力災害に関する情報の伝達が必要となるが<sup>(47)</sup>、国民への正しい情報公表により国民のリスク回避行動を促すことができるのであるから、伝達とは、国から都道府県・市町村あるいは都道府県から市町村への伝達義務にとどまらず、それ以外に原子力情報の国民への公表を含むと解することができる<sup>(48)</sup>。この観点からは、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の結果公表<sup>(49)</sup>は、時機に遅れた公開の象徴的な事例となる。

次に、放射線量測定義務であるが、原子力災害の特徴として、自らが被曝していてもその程度すらわからない、被曝環境にあるか否かは測定によってしか確かめられず、避難はおろか、防護対策も除染対策も立てられないというのがあるため、人および生活環境に関

する放射線濃度の測定は、情報の公表と相俟って、人の健康、農林漁業への被害発生を食い止め、風評被害の発生を防止するために必須の措置である<sup>(50)</sup>。

(iv) 『原発事故・損害賠償マニュアル』の見解<sup>(51)</sup>

日本弁護士連合会編『原発事故・損害賠償マニュアル』は、責任集中制度について、被害者救済のためではなく、日本が原子力推進のために当時独占的に核燃料を供給していた米国や英国からの免責要求に応じざるを得ず制定されたに過ぎず、日本が原子力を導入していく上でやむを得ず米国や英国の理不尽な要求に従った結果の産物で、特段の合理性を見出し難い制度であると指摘したうえで、損害を発生・拡大させることに違法に寄与した者がいる場合に、その賠償をすべきことは現代社会の基本的ルールであり、甚大な被害を生じさせる危険を孕んでいる原発に関与していた者が原子力損害を違法に発生・拡大させた場合に賠償責任を免除する理由は存在しない、仮に免責を認めるとそれらの者をいたさらに優遇することになり「不健全に」原子力事業を保護することになって原賠法1条の目的にも反することになるとして、責任集中原則の射程を極めて狭く解釈する方向性を示す。

そのうえで、国の責任については次のように述べる。責任集中の理由の1つとされている原子力事業の健全な発展からしても、被害者救済の観点からも、国が損害賠償責任を免れる理由は存在しない。現行原賠法下でも、国は、原子力事業者と補償契約を締結して被害者の救済を図るものとされ、原子力事業者が損害賠償措置を超える賠償をできない場合、また、免責される場合、被害者の救済を図ることが原賠法における国の役割である。仮に、責任集中で国が免責されるとすれば、この被害者救済の止めに国が活動すべき旨の規定(原賠法16条、原災法26条等)と矛盾す

ることになる。原賠法において、国は免責される対象ではないことを前提に国の責務を規定していると解すべきである。そして、国が原子力損害の発生につき無過失ではなく、国賠法の要件に該当する場合には、国の責任が認められて然るべきである。原賠法4条が国の賠償責任を否定する趣旨であれば憲法17条違反である。

原子力メーカー等関連事業者の責任についても言及している。原賠法の責任集中の規定を子細に検討すると、無過失、無限責任を原子力事業者が負う場合には、他の者は賠償責任を負わないという規定であり、反対解釈として原子力事業者が有過失の場合には適用がないと解すべき規定である。原賠法3条1項の「無過失責任」には、原子力事業者が「無過失」の場合と「有過失」の場合の両方が含まれており、「有過失」の原子力事業者が「無限責任」を負うのは、一般不法行為そのものの適用であり、特別に被害者に資する規定ではない。原子力事業者が厳密な無過失責任を負う場合には、それは被害者救済の側面があり、他の関連事業者の免責を認めることにも一定程度の理由が認められるが、そうでない場合に他の関連事業者の免責を認めることは、何ら合理的理由なく被害者の権利救済を制限して、関連事業者の免責を認めるものであり、原賠法の解釈としても許されない。更に、原子力事業者が、無過失、無限責任を負う場合に限り、その者に賠償を求めればよく、他の原子力関連事業者の責任を追及できないことにした趣旨からすれば、原子力事業者が仮に無過失であっても、同事業者から賠償を受けられない場合（破産したような場合）には、責任集中の基礎が失われているのであるから、有過失の関連事業者に対し、責任追及することは可能と解すべきである。原賠法の目的との関係でも、違法行為をしたメーカー等に不法行為責任を認めないのは、原賠法1条の「被害者の保護」の目的に反す

ることはもとより、メーカー等に著しい優遇を与えることになり、モラルハザードを招来し、原賠法1条の原子力事業の「健全な」発展の目的に反するものである<sup>(52)</sup>。

(v) 渡邊雅之の見解<sup>(53)</sup>

渡邊は、国に対して損害賠償請求する趣旨を、①東京電力の資金の問題と②国の姿勢をただすという点に求める<sup>(54)</sup>。そのうえで、国家賠償請求を認める理論構成として次の2つの可能性を提示する。第一は、原賠法の責任集中原則は、被害者の保護と原子力事業関係者の地位の安定にあるので、その射程は立法趣旨の範囲（原子炉メーカー等を免責する）に限定され、国まで免責する趣旨は含まれていないとする可能性である。第二は、国の賠償責任は国賠法という法律の規定によって憲法に根拠を有する具体的権利となっているので、これを免責するかのような原賠法4条1項の規定はその限りで憲法違反として無効になるとする可能性である。責任集中原則の目的は請求先の特定と関連事業者の地位の安定にあるが、国に対する賠償請求が可能になったからといってこの目的が達成できないわけではなく、他方、被害住民や国民の受ける侵害の程度は重大であり、にもかかわらず国家賠償の途を閉ざしてしまうのは手段としての必要性や合理性に欠けると考えるわけである<sup>(55)</sup>。

(vi) 高橋康文の見解<sup>(56)</sup>

高橋は、あらかじめ十分な対策（防潮堤の高さ等）を求めなかったことなど事故が発生する以前の国の関与（安全基準の設定、検査・監督等）や、事故が発生した後の国の関与（ベントの指示、避難指示、出荷制限など）と賠償責任との関係が問題となるとし、国の責任追及の可能性について次のように述べる。いかなる場合も国が免責されるとすれば、事業者は国の落度による損害にまで賠償責任を負うことになり、原賠法が「原子力事業の健全な発達に資することを目的とする」



(同法1条)趣旨に反する。また、責任集中原則は被害者が容易に賠償責任を追及しうるようにするとともに、原子力事業者が施設や機器、原料等を提供している関連事業者に原発事故等の賠償責任を免れさせ、安んじて原子力事業に協力できるようにする趣旨であることに鑑みれば、国に責任がある場合にまで免責とする趣旨ではないと考えられる。国賠法により国が負うべき賠償責任は、原子力事業に従事する事業者としての賠償責任とはその発生根拠を異にするものであり、その責任を求める権利は憲法でも認められたものであり(憲法17条参照)、これに反することとなる解釈は不相当とも考えられる<sup>(57)</sup>。

(vii) 卯辰昇の見解<sup>(58)</sup>

卯辰はまず責任集中原則の趣旨について、保険の視点を重視して次のように述べる。原子力事故による責任を原子力事業者に集中しなければ、サプライヤーも責任保険による賠償措置を講じなければならなくなり、原子力リスクを担保する責任保険の需要が生ずることになる。しかし、保険会社がサプライヤーからこのような責任保険の提供を求められたとしても、現行原賠法上の法定賠償措置額1200億円(7条1項)は再保険を含めた提供可能額を勘案して決定されるキャパシティ(填補限度額)を前提としたものであり、責任額の累積を考えると、他の責任負担者にキャパシティーを提供することは困難である。現在は、再保険を含めた保険会社の原子力リスクに対する保険引受キャパシティーを前提に責任保険填補限度額が1200億円(原賠法制定当時は50億円)とされているが、責任集中原則がなければ、原子力事業者に対する保険引受限度額(L/L)は1200億円を下回ることになり(原子力事業者の責任額をX、サプライヤーの責任額をYとすると、 $Y > 0$ の場合、 $X + Y = L/L < 1200$ 億円)、法定賠償措置額は現在よりも低額になる可能性がある。原賠法上の責任集中原則は、原子力事業

者に排他的に責任を集中し、サプライヤーの故意を除き求償権を制限することで、サプライヤーの原子力事業参入を促進し、拡散し累積する可能性のある原子力事業者以外の責任保険キャパシティーを原子力事業者に集積させる技術的必要性から導かれる<sup>(59)</sup>。

卯辰は、このような理解を基礎に、「原子力発電の推進が国策として遂行されてきたことは事実であり、原子力損害賠償は国の責任で行うべきであるとの立場からは、国を免責することには相当の違和感があると思われる」としたうえで、国家賠償請求との関係について次のように述べる。原賠法の責任集中原則導入理由としての原子力産業への参入障壁の除去及び責任保険引受キャパシティーの集積といった理由は、国を免責する根拠とはならず、国賠法により国の責任を認めることは排除されないと考えられる。さらには、原賠法により国に対する損害賠償請求が制限されるとすれば、財産権の侵害といった憲法上の問題にもなり得ると考えられる。

(viii) 早川和宏の見解<sup>(60)</sup>

早川は、憲法17条と原賠法3条1項の解釈から、責任集中原則の射程は国賠法1条1項に及ばないと結論を導く。早川はまず、憲法17条との関係について次のように述べる。損害賠償請求権には、憲法29条が保障する財産権としてのそれと憲法17条が保障する国家賠償請求権としてのその2種類があるが、両者では憲法によって保障されている範囲が異なる。憲法29条との関係でいえば、責任集中原則は「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という外在的・政策的制約に該当し、同条2項が規定する「公共の福祉に適合するやうに」定められたものといえるが、憲法17条との関係では、損害賠償責任を全く排除することは原則として許されておらず、同条が規定する「法律の定めるところ」にはなりえない<sup>(61)</sup>。

そのうえで、原賠法3条1項の解釈からも

同様の結論を導いている。すなわち、原賠法3条1項本文は「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」と規定するが、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたとき」という要件部分に該当しないものについては、「3条の場合」に該当しないため、4条1項の射程の範囲外と解する余地がある。「原子炉の運転等」の内容は2条1項で定義されているが、同項各号及び同項による委任を受けて定められた原賠法施行令1条1項各号を見ても「国の規制権限の不行使」は入っていない。原賠法2条1項は限定列举であるから、「国の規制権限の不行使」は「原子炉の運転等」に該当せず、責任集中原則が適用されることはない（3条1項に該当しなければ4条1項の問題は生じない）<sup>(62)</sup>。

#### IV 検討

##### 1. 総説

前章では、福島第一原発事故後に公表された論稿を中心に、責任集中原則の射程を巡る議論を概観した。関心の対象が国賠法に基づく国家賠償請求が認められるのかという点であるため、国の責任については肯定する見解が圧倒的であるが<sup>(63)</sup>、これらの見解は何についての責任を誰に追及するのかという観点から分類することができる。①何についての責任かという観点からは、事故そのものについての責任と事故後の対応（による被害の拡大）についての責任に、②誰に対して責任を追及するのかという観点からは、国とそれ以外に分類することができる。したがって、4つの検討対象が存在することになる。

前章での議論をこの観点から整理すると次のようになる。まず、事故そのものについての国の責任については一部の例外を除いてほ

ぼすべての論者が認めている。次に、事故そのものについての関連事業者の責任については一部に責任を肯定するものがあるが、責任集中原則が適用される領域であるため責任を否定するのが通常である。事故後の対応についての国の責任については意識的に論じているものとそうでないものがあるため判断が難しいが、意識的に論じているものはこれを肯定する傾向にある。最後に、事故後の対応についての国以外の者の責任についてはほとんど議論されていない。

本稿の検討対象は冒頭で述べた通り、事故後の対応についての国その他の者の責任であるが、事故そのものについての責任の検討と重なる部分が多いため、併せて検討することにする。

##### 2. 事故そのものについての責任

###### (1) 国の責任について

これについては多言を要しない。国に対する損害賠償請求は認められよう。上述の諸学説が説くように、被害者の保護（請求先の特定を容易にする）、関連事業者を免責することによる原子力産業の健全な発達、原子力事業のために提供される保険の引受能力の最大化という責任集中原則の（名目的な）趣旨のどこからも国の責任を免除するという解釈は導き出せない。損害賠償請求権の財産権としての価値を論ずるまでもなく、国に対する損害賠償請求は否定されないと考えるのが妥当である。実質的にも、結論ありきの原子力行政やそれを無批判に肯定してきた司法の責任<sup>(64)</sup>を考えると免責という結論は採りえない。地方公共団体についても同様に考えることができる。

ただ、上記の議論に一点追加しておくべきこととして、賠償金の財源の問題がある。国が支払う損害賠償金の原資は言うまでもなく税金であるが、現状では公務員個人の責任は判例上否定されており<sup>(65)</sup>、公務員に故意・

重過失がある場合になされるはずの求償（国賠法1条2項）も事実上行われていないため<sup>(66)</sup>、誤った判断をした公務員は金銭的な負担を負わないことになっている。個人責任の追及ないしは求償の厳格化が不可欠である。

## (2) 関連事業者の責任

既述のように、一部に原子力事業者以外の関連事業者の責任も追及することが可能であるとの見解があるので、これについて検討しておく。責任追及が可能であるとする見解は、責任集中原則を、無過失・無限責任を原子力事業者が負う場合に他の者は賠償責任を負わないとする規定と解したうえで、①原子力事業者が有過失の場合、②原子力事業者が無過失の場合であっても破産等で同事業者から賠償を受けることができない場合は、責任集中原則がはたらかず、有過失の関連事業者に対し責任追及が可能であるとする。

JCO 臨界事故の際に、JCO が親会社の住友金属鉱山による資金的支援により賠償を行ったことを考えると<sup>(67)</sup>、とりわけ②の理由付けから関連事業者に対して責任追及を可能とする解釈は傾聴に値する。しかしながら、まず①の理由付けについては、(a) 関連事業者の責任が原子力事業者の過失の有無によって左右されてしまう、(b) 立証責任の点で、有過失加害者に対する損害賠償請求の方が認められにくくなってしまふ<sup>(68)</sup>、といった点で賛同することができない。また、②の理由付けについても、(c) 責任集中原則の趣旨の中に原子力産業の健全な発達と原子力事業のために提供される保険の引受能力の最大化があること、(d) 関連事業者が免責されるのはかかる趣旨に基づく責任集中原則のいわば本来の姿であること、(e) 賠償措置額を超える損害が発生した場合でも、政府が「必要な援助を行うものとする」規定（原賠法16条）が存在し<sup>(69)</sup>、被害者の財産権は辛うじて保護されていること、を考えると、責任集中原則の射程をここまで狭めてしまう解釈には若干の

躊躇を覚える。

原子力産業の健全な保護という責任集中原則の趣旨自体が現在においてどこまで正当性を有するか疑義がある中で、原子力村と揶揄されるまでに不健全に発達した原子力産業の一翼を担う関連事業者を保護することになる解釈には当然異論もあり得ようが、関連事業者の責任を免除するための責任集中原則が制度として存在する以上、現時点では、関連事業者に対する損害賠償請求は否定されると考えておきたい。

## 3. 事故後の対応についての責任

### (1) 国・地方公共団体の責任<sup>(70)</sup>

責任集中原則の射程が事故そのものについての国・地方公共団体の責任に及ばないとする以上、事故後の対応についても及ばないとするのが自然な解釈である。すなわち、国や地方公共団体の事故後の不適切な対応により被害が拡大した場合は国賠法1条1項に基づいて国・地方公共団体に対して損害賠償を請求することができる。損害賠償請求が認められないという解釈は、前記諸学説が述べるように、憲法17条違反の誹りを免れないであろう。

対応の違法性については、「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である」（最判平成16年10月15日民集58巻7号1802頁）とする判例法理が存在するため、まずはかかる法理に沿って判断することになる。

原発事故後の国・地方公共団体の責務は原子力災害対策特別措置法（原災法）に規定がある。同法4条1項は、国が緊急事態応急対

策等の実施のために必要な措置を講じなければならない旨を規定し、同3項は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会が原災法の規定による権限を適切に行使しなければならない旨を規定している。同法5条は、地方公共団体が緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講じなければならないと規定する。緊急事態応急対策とは、「第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策」のことをいい（同法2条5号）<sup>(71)</sup>、情報の伝達や放射線量の測定がその内容として規定されている（同法26条1項各号。2項は実施主体について規定）。原災法は「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」（1条）とした法律であり、同法上の義務違反は同法上の対策を実施すべき区域内において被害を受けた者との関係では国賠法上違法になると考えられる<sup>(72)</sup>。SPEEDIの情報やアメリカエネルギー省が提供した実測図<sup>(73)</sup>を公開せずに福島第一原発周辺住民に不必要な被曝を強いてしまったことはこのレベルの問題として把握することができる。

もっとも、緊急事態応急対策は「緊急事態応急対策を実施すべき区域」（同法15条2項1号）において実施されるものであり、それ以外の地域においては同法に基づく義務違反を問題とすることができない。この点については、次のように考えることが許されよう。原災法の適用があるかどうかに関係なく、「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」は国家に課せられた重要な責務である。原子力災害においては、放射性物質の影響による被害から国民を保護することが最重要の課題となるが、放射性物質の人体に対する影響については前述のとおり不明な点が多い。そうである以上、事故後の対応

については何よりも予防原則に適ったものであることが必要となる。人体に対する影響を過小評価し適切な規制を行わなかった場合において<sup>(74)</sup>、それが何らかの健康被害を発生させた（あるいはそのリスクを高めた）ときは、かかる措置は国賠法1条1項の適用上違法と評価され国や地方公共団体は責任を負うことになるだろう。災害廃棄物等の（広域処理を含む）焼却処理で将来的に健康被害が発生するようなことがあれば<sup>(75)</sup>それがひとつの例となるし<sup>(76)</sup>、そこに至らない場合でも、健康被害のリスクを高めたと言えるような場合であればやはり違法と評価されることになる<sup>(77)</sup>。

## （2）その他の者の責任

### （i）原子力事業者の責任

原子力事業者以外の者の行為によって損害が拡大した場合であっても、当該拡大損害と「原子炉の運転等」との間に相当因果関係にあるといえる場合は、原子力事業者は当該拡大損害についても損害賠償責任を負うことになる<sup>(78)</sup>。問題は両者の間に「相当」因果関係があるといえるのかということである<sup>(79)</sup>。

詳細は別稿に譲らざるを得ないが、この点については次のように考えることができる。原発というのは一旦事故が起これば広範囲に長期にわたって回復不能な被害を生じさせるものであり、このことは社会一般に広く共有されている。だからこそ原賠法のような特別法が制定されているわけである。このような原子力災害の特殊性に鑑みると、相当性の欠如をもって相当因果関係が否定されることは基本的に考えられない<sup>(80)</sup>。したがって、拡大損害についても原子力事業者は原則として責任を負うと解すべきである<sup>(81)</sup>。

### （ii）関連事業者の責任

原賠法が適用される限り、関連事業者の責任は否定されることになる。

### （iii）その他の企業等の責任

責任集中原則は、放射性物質に関する国の基準値を超える食材を流通させた業者等に対

してまで責任を免除する趣旨なのかということも問題となる。責任集中原則の趣旨に照らすと、とりわけ保険の引受能力最大化との関係で問題が生じるようにも思えるが、そもそも責任集中原則は関連事業者の免責を要請するものであり、それ以外の主体の免責は想定されていないと解すべきである。加害者に対する損害賠償請求権が被害者の財産権のひとつであること、不法行為法の機能のひとつに加害行為の抑止が存在すること等を考えると、想定されていない場面に安易に責任集中原則を適用するのは避けるべきであろう。したがって、生産者・販売者が国の基準値を超える食材を流通させたり販売したりして健康被害等を発生させた（あるいはそのリスクを高めた）場合は原子力事業者と共同で損害賠償責任を負うことになる。逆に、事故前と比べて汚染されているが国の基準値の範囲内の食材を流通させたり販売したりしたという場合は、たとえそれで健康被害が発生したとしても、生産者・販売者としては現実に存在する基準に沿って行動するしかないわけであるから、基準値内の食材を流通させたり販売したりしたことのみをもって過失と評価することはできない<sup>(82)</sup>。

しかしながら、政府の基準を信用できないと考える消費者は一定程度存在し、当該基準が本当に守られているかどうかを疑問視する消費者も少なくない<sup>(83)</sup>。権限不行使に関する判例の趣旨からも読み取れるように、現在の基準が事後的に違法とされる可能性もないわけではなく、少しでも汚染されていない食材を選択しようとする消費者の自由は尊重されなければならない。そうすると、消費者から問い合わせがあった場合には、信義則上、産地や放射能濃度に関する情報を消費者に提供する義務が生産者や販売者に課されることができると考えられる。このような立場に立つと、生産者や販売者が正確な情報を提供しない場合は、情報提供義務に違反したとして損害賠

償責任を負うことになる。

## V おわりに

以上、原賠法4条1項が定める責任集中原則の射程を検討してきたが、本稿は、既に公表されている見解の細かな理由付けの違いを指摘して、どれが妥当であるとかそのようなことを述べることを目的とするものではない。前述の各見解は、今までである意味放置されてきた問題に焦点をあてたという意味で、それだけで高く評価されるべきであるし、基本的にそれぞれの見解は正当な根拠を有している。それらの見解に敬意を払いつつ、この問題について議論が深まること自体を重要なことと考え、自分なりに検討を加えるもの過ぎない。

本稿は特に事故後の対応についての責任を強調することで、適切な対応がとられることを促すものでもあるが、「低線量の放射線に長期間にわたり継続的に晒されることによって、その生命・身体・健康に対する被害の発生が危惧される」ところであり、チェルノブイリ原発事故後に児童に発症したとされる被害状況に鑑みれば、福島第一原発付近一帯で生活居住する人々とりわけ児童生徒の生命・身体・健康について由々しい事態の進行が懸念される」（前掲仙台高決平成25年4月24日）状態になっていることが裁判所の判断として示されるに至っていることは強調しておきたい。公害や薬害から何を学んだのかが問われているといえよう<sup>(84)</sup>。

冒頭で述べたように、責任集中原則の射程を検討することは国家賠償請求等の前提を整えるものにすぎないため、因果関係や過失相殺等の問題については別途検討する必要がある。今後の課題としたい。

注

- (1) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』35頁（通商産業研究社・改訂版・1991年）。以下、『原子力損害賠償制度』で引用。
- (2) 文部科学省「①第6次航空機モニタリングの測定結果、及び②福島第一原子力発電所から80km圏外の航空機モニタリングの測定結果について」（2013年3月1日、文部科学省放射線量等分布マップ拡大サイト〔電子国土〕）を参照。東京でも新宿区百人町で2011年9月6日に採取された土壌（深さは0～5cm）から790Bq/kgのセシウム（セシウム134、137の合算値。前者が360、後者が430Bq/kg）が検出されている。2006年度から2010年度の測定結果は、セシウム134については不検出、137については2.00～3.67Bq/kgである。東京都保健福祉局「土壌中の放射性物質の測定結果について（2011年9月20日付）」（東京都HP）。
- (3) 今中哲二『低線量放射線被曝—チェルノブイリから福島へ』23頁（岩波書店・2012年）。発がんリスクのモデルについては、①がん発生確率が被曝量とともに直線的に増加するという「閾値なし直線モデル（LNTモデル）」、②少量の放射線被曝には発がん効果がないという「閾値説」、③低線量放射線被曝は免疫機能を活性化させるなど、ホルモンのように健康にとってよい影響をもたらすという「ホルミシス効果説」、④線量・効果関係が極低線量でいったん極大値を示すという「二相モデル」などがあるが（同84、89頁以下）、国際放射線防護委員会（ICRP）をはじめ国連科学委員会（UNSCEAR）なども①の見解に立脚している（同109頁以下）。
- (4) たとえば、避難させるべきであったのに避難させなかった、移住の権利を認めるべきであったのに認めなかった、規制値を厳格にすべきであったのにしなかったといったことが考えられる。
- (5) というよりもむしろ可能性が高いと言わざるを得ない。福島県の子どもの甲状腺検査では、約17万4000人のうち12人が甲状腺がん、16人が疑わしいと診断されている（2013年6月6日朝日新聞朝刊）。チェルノブイリ原発事故に起因する健康被害については、『衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団報告書』（2011年12月、衆議院HP）56頁以下に資料として掲載されているDr. Olha V. Horishna「チェルノブイリの長い影～チェルノブイリ核事故の健康被害〈研究結果の要約：2006年最新版〉」、アレクセイ・V・ヤブロコフほか（星川淳監訳）『調査報告チェルノブイリ被害の全貌』（岩波書店・2013年）も参照。
- (6) 従来から原発の運転差止めに関する訴訟が存在したのは周知のとおりであるが、今回の事故に起因する将来的な健康被害の懸念から提起された（運転・再稼働差止請求以外の）ものとして次のものが挙げられる。①通学している小中学校における放射線量の積算値が年間1ミリシーベルトを超え、生命・身体・健康に重大な影響を与える危険な状況になっていることを理由に、福島県郡山市立の小中学校に通う生徒がこのような危険地域における教育活動の差止め及び危険地域外において教育活動を実施することを求める仮処分の申立てが2011年6月24日、福島地裁郡山支部に対してなされた。福島地裁郡山支決平成23年12月16日（平成23年（ヨ）第29号）、仙台高決平成25年4月24日（平成24年（ラ）第12号）とも申立てを却下したが、仙台高裁は健康被害の可能性自体は認めた（判決文はふくしま集団疎開裁判HPに掲載）。②北九州と大阪では、災害廃棄物の広域処理の差止めを求める訴訟が提起された。北九州の訴訟については、福岡地裁小倉支部が2012年10月15日に仮処分申請を却下するなどしていたが（2012年10月19日読売新聞西部朝刊）、北九州での処理自体が2013年3月27日に（予定よりも1年早く）終了した（2013年3月28日毎日新聞西部朝刊）。大阪の訴訟は、2013年6月現在、大阪地裁に係属中である。
- (7) 損害賠償は、汚染の可能性を知りながら（あるいは知ることができたのに知らずとしないで）農産物・水産物を販売した者等、国・地方公共団体以外の主体に対してもなされることが想定できるため、ここでは「等」という表現を用いることにする。
- (8) この法律については、高橋康文『解説原子力損害賠償支援機構法—原子力損害賠償制度と政府の援助の枠組み』34頁以下（商事法務・2012年）〔以下、「高橋・解説」で引用〕を参照。
- (9) 相楽希美「日本の原子力政策の変遷と国際政策協調に関する歴史的考察：東アジア地域の原子力発電導入へのインプリケーション」独立行政法人経済産業研究所ポリシーディスカッションペーパー（09-P-002）13頁（2009年）。主要関係国が

- 保有しているウランと核分裂性物質を、国連の下に置かれる新機関である国際原子力機関に供出し、国際原子力機関はこれら供出された物質を保管、貯蔵、保護する責任を負うとともに、平和利用に役立つように各国に割り当てるとの提案であった（同）。
- (10) 相樂・前掲注(9)13頁。
- (11) 相樂・前掲注(9)14頁。
- (12) 独自の原子力開発という考え方が強かったことなどが背景として挙げられる（原子力委員会編『第1回原子力白書（昭和31年版）』158-159頁〔通商産業研究社・1957年〕）。
- (13) 前掲『第1回原子力白書』159頁。
- (14) 濃縮ウランの受入れは、小規模かつ長期にわたって自力で原子力技術を養っていくという考え方を、海外からの援助を取入れて急速かつ大規模に行うという方針に転換する契機となった（前掲『第1回原子力白書』160頁）。
- (15) 『原子力損害賠償制度』22頁。
- (16) 政府が特殊核物質を民間に賃貸する際にこの規定のように政府が免責されることが（アメリカの）原子力法にも謳ってあること、（アメリカが他国と締結した）初期の研究協定にはかかる条項が挿入されなかったものの、その後の研究協定にはすべて免責条項が加えられていること等が背景にあった（前掲『第1回原子力白書』161頁）。
- (17) 『原子力損害賠償制度』22頁。このような事情もあって、細目協定でありながら国会に提出して承認を受けることとなった（前掲『第1回原子力白書』161-162頁）。細目協定（「特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定」〔昭和31年12月14日条約第24号〕）4条は次のように規定する。「日本国政府は、この協定に基いて賃借する原子炉用物質に含まれる濃縮ウランの生産若しくは製造、所有、賃借又は占有及び使用から生ずる原因のいかなを問わないすべての責任（第三者に対する責任を含む。）について、その濃縮ウランが合衆国委員会から同政府に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府及び同委員会に対しその責任を免かれさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。」
- (18) 原子力委員会編『第2回原子力白書（昭和32年版）』55-56頁（通商産業研究社・1958年）。
- (19) 前掲『第2回原子力白書』58-59頁。1958年6月に調印された日英原子力協定（「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定」〔昭和33年12月5日条約第14号〕）8条（2）は次のように規定する。「(a) 日本国政府は、第3条の規定に従って供給された燃料に関し、その燃料の生産又は加工に起因し、かつ、同政府又は同政府が許可した者に対する引渡の後に生ずる損害に関する第三者に対する責任について、連合王国政府及び公社に対しその責任を免れさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。（以下、省略）」、「(b) 両当事国政府は、放射能に起因する損害に関する第三者に対する責任についていずれか一方の当事国において制定される新たな法令に照らして、(a) の規定を改正すべきか否か及びいかなる点において同規定を改正すべきかを決定するために相互に協議することができる。」
- (20) 日英原子力協定と同時に日米原子力協定も締結されているが、日米原子力協定が締結されるにいたった経緯は以下のとおりである。上述の1955年の日米原子力研究協定により、アメリカから研究用として「ウラン235」6kgの濃縮ウランの貸与を受けうることとなっていたが、貸与枠としては十分ではなく、増殖型原子炉実験用その他の研究用濃縮ウランを今後も入手するためには、研究協定の改訂か一般協定の締結が必要となっていた。原子力委員会が決定した（濃縮ウラン系統による発電用および船舶推進用の動力炉の建設経験や運転経験を得るための）実験用動力炉の建設・運転に必要な濃縮ウランその他の資材等の（アメリカからの）入手は、従来の研究協定の改訂では不可能であったため、アメリカとは原子力一般協定を締結しなければならないことになった（前掲『第2回原子力白書』55頁）。なお、この時の日米原子力協定にも免責条項が含まれているが、1956年の細目協定に免責条項が既に含まれていたため、交渉は比較的順調に進んだ。日米原子力協定（「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」〔昭和33年12月5日条約第13号〕。同協定1条Aにより日米原子力研究協定は廃止された。）における免責条項は7条Hに規定されている。「日本国政府がこの協定に従って供給することを合衆国委員会に要請するある種の原子力資材は、注意して取り

扱い、及び使用しない限り、人体及び財産に有害である。日本国政府は、このような資材の引渡を受けた後は、アメリカ合衆国政府に関する限り、その安全な取扱及び使用について、すべての責任を負うものとする。日本国政府は、合衆国委員会がこの協定に基づいて同政府に賃貸する特殊核物質又は燃料要素に関し、その特殊核物質又は燃料要素の生産又は加工、所有、賃借並びに占有及び使用から生ずる原因のいかんを問わないすべての責任（第三者に対する責任を含む。）について、その特殊核物質又は燃料要素が合衆国委員会から日本国政府又は同政府のために行動する者に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府に対しその責任を免かれさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。」

- ⑳ 『原子力損害賠償制度』 21頁。1959年には一足早く「核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律」（昭和34年12月11日法律第194号）が制定され、一定の核燃料物質について、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするための加工等を外国人又は外国法人に請け負わせる場合においては、政府は、「当該加工を行つた工場から積み出された後に生じ、かつ、当該加工に基く事実に対するすべての責任について、当該外国人又は外国法人に対し、その責任を免かれさせるようにし、及び損害を与えないようにすることができる」こととなった。
- ㉑ 立法過程については『原子力損害賠償制度』 21頁以下に概略があるほか、早川和宏「原子力損害と国家賠償」大宮ローレビュー 9号67頁以下（2013年）〔以下、「早川・国家賠償」で引用〕に詳しく述べられている。
- ㉒ 『原子力損害賠償制度』 21頁、原子力委員会月報 3巻11号 2頁以下（1958年）。
- ㉓ 「原子力災害補償専門部会の答申」原子力委員会月報 4巻12号13頁以下（1959年）。ただし、制度趣旨については特に述べられていない。
- ㉔ 「原子力損害賠償制度の確立について」 3 (3) に「原子力事業者に、第三者に対する原子力損害についての責任を集中し原子力事業者以外の者は責任を負わないものとする。」という記述がある（原子力委員会月報 5巻 3号11頁〔1960年〕）。
- ㉕ 『原子力損害賠償制度』 22頁。
- ㉖ 同上。
- ㉗ 『原子力損害賠償制度』 23頁、原子力委員会月

報 6巻 6号11頁以下（1961年）。

- ㉘ 日本原子力産業会議原子力補償問題特別委員会『原子力災害補償問題研究報告書—第三者補償問題を中心として』 60頁以下（1959年、中間報告書は1958年 6月）〔一般社団法人日本原子力産業協会電子図書館より〕。日本原子力産業会議（2006年からは日本原子力産業協会）は原子力の開発と平和利用を推進することを目的に設立された団体であり（2013年 3月13日現在の会員数は電力会社や原子力関連の企業など456社にのぼる。青森県や佐賀県等原発を抱える地方公共団体も含まれる。以上、日本原子力産業協会のHPより）、本報告書は、原子力災害に対する補償体制の確立が要請されていた当時の時代背景の中で作成されたものである（本報告書「はしがき」より）。報告書自体は原子力補償問題特別委員会専門委員会によってとりまとめられているが、早川・国家賠償 69頁は、専門委員会の主査が原子力委員会の原子力災害補償専門部会のメンバーである金沢良雄であることに着目し、「推測の域を出ないが」という留保を付しつつも、原子力災害補償専門部会が責任集中原則を採用するにあたっては、本報告書が大きく影響しているように思われると指摘している。
- ㉙ 第38回国会参議院商工委員会会議録27号 2頁以下。責任の集中は、保険料を誰がどのような形で負担するのか（代金という形で事業者が供給者に支払うのか、保険料という形で事業者が保険会社に支払うのか）という経済的な問題に帰着するとする。なお、加藤は原子力補償問題特別委員会専門委員会の委員を務めており〔前掲注(29)『原子力災害補償問題研究報告書』附-4頁参照〕、『原子力災害補償問題研究報告書』の「はしがき」によると、起草に際して中心的な役割を果たしていたことがうかがえる。その加藤が国会においても参考人として説明を行っているわけであるから、そこでの説明と『原子力災害補償問題研究報告書』に記載されている趣旨とが同一であるのは自然なことといえる。いずれにせよ、責任集中原則の趣旨は当初から変わっていないといえることができる。
- ㉚ 高橋・解説 7頁。もっとも本文で紹介した3つの趣旨が一定程度「建前論」を含んだものであることは否定できない。米英との原子力協定締結に際して免責条項の挿入を要求されたことは前述の



- とおりであり、原賠法で責任集中原則が採用された（その結果、供給者は免責されることとなった）ことと上記の条約上の要請は無関係ではないからである。原子力損害賠償制度の重要なポイントが建前論に押される形で法制化されていることを述べるものとして、下山俊次「各国原子力損害賠償法制の動向と問題点」ジュリスト409号45頁（1968年）がある。なお、原子力協定上の免責条項についてであるが、まず、イギリスとの間の原子力協定に関しては、両国の関係法令が整備されたことに伴い、1968年の日英原子力協定（「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定」〔昭和43年10月15日条約第19号〕）において免責条項が削除された（「新日英原子力協力協定の発効について」原子力委員会月報13巻11号13頁〔1968年〕）。アメリカとの原子力協定については、1968年の原子力協定（「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」〔昭和43年7月10日条約第14号〕）では免責条項が維持されたが（8条I参照）、1988年の原子力協定（「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」〔昭和63年7月2日条約第5号〕）においては免責の規定は存在しない（2011年5月27日衆議院経済産業委員会における政府参考人武藤義哉の発言〔第177回国会衆議院経済産業委員会議録12号27頁〕）。福島第一原発の設備で以前の協定の適用を受けていたものは、現在は、1988年の協定の適用を受けている（同協定13条2）。
- 32) 日本原子力産業協会『あなたに知ってもらいたい原賠制度2012年版』24頁（日本原子力産業協会政策推進部・2012年）。過去に起きたその他の事故については、原子炉の運転等によるものでない、もしくは原子力損害でない、というように何らかの要件が欠けていたために原賠法は適用されなかった。たとえば、2007年7月16日の新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原発からの放射性物質の構外への漏洩は、原子力損害に該当する損害ではないとされ、原賠法の対象から外れている（同25頁）。
- 33) 高橋・解説5頁。国際原子力事象評価尺度（INES）でレベル4（事業所外への大きなリスクを伴わない）の事故である。
- 34) JCOは、事故後、加工事業の許可取消処分を受け、事業を廃止している。
- 35) JCOが裁判の途中で解散する可能性があったことから、100%親会社の住友金属鉱山も被告とされた（伊東良徳「近隣住民の健康被害をめぐって」法と民主主義46号48頁〔2011年〕）。
- 36) 2003年2月12日提出準備書面（1）「原子力損害賠償法の適用について」。http://www.cnic.jp/files/court/jco20030212.pdf（最終アクセス2013年4月22日）
- 37) 判決は、4条1項の効果について、被告が主張するか否かにかかわらず当然に発生する（したがって、同条項の適用について被告の権利濫用はそもそも問題とならない）とする。なお、4条1項の解釈については、控訴審（東京高判平成21年5月14日判時2066号54頁）も一審判決を支持している。（詳細は不明であるが）最高裁への上告及び上告受理申立は2010年5月13日付で棄却・不受理となっている〔伊東・前掲注35〕48頁〕。
- 38) 「原子力損害」に該当しないと判断された場合に備えて、予備的に民法709条に基づいて請求している。
- 39) 原賠法と民法との関係については、原賠法3条1項ただし書が適用される場合にも民法上の損害賠償請求権に関する規定の適用が排除されるのかという問題も存在するが、適用は排除されないというべきである（高橋・解説27-28頁）。
- 40) 反対解釈すると、「原子炉の運転等」以外を加害原因として主張していれば民法709条による賠償責任が発生する余地があるということになるが、「原子炉の運転等」以外の行為のみが加害原因となっている場合に民法709条が前面に出てくることは当然であり、本判決はそのようなことを述べているのか、それとも、「原子炉の運転等」とそれ以外の原因が併存している場合にも民法709条が問題となり得るということを述べているのかは明らかでない。なお、控訴審である東京高判平成17年9月21日判時1914号95頁も原賠法と民法との関係に関する一審の判断を支持している。
- 41) 学説については、早川・国家賠償76頁以下が詳しい。
- 42) 『原子力損害賠償制度』59頁。
- 43) 升田純『原発事故の訴訟実務—風評損害訴訟の法理—』34頁（学陽書房・2011年）もこの立場か。
- 44) 小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被

- 害とその法律問題」法律時報83巻9 = 10号65頁（2011年）
- (45) 大塚直「福島第一原発事故による損害賠償と賠償支援機構法—不法行為法学の観点から」ジュリスト1433号40頁（2011年）。もし国家賠償請求が認められないとすると、憲法違反となるおそれもないわけではないともいう。
- (46) 磯野弥生「原子力事故と国の責任—国の賠償責任について若干の考察—」環境と公害41巻2号39頁以下（2011年）。
- (47) 同法26条2項は関係権限庁に対して緊急事態応急対策の実施義務を課しており、緊急事態応急対策の対象事項として同条1項1号は情報の伝達を定めている。
- (48) 原子力安全委員会が定めた防災指針「原子力施設等の防災対策について」は限定的ながら住民に対する的確な情報提供を責務として規定するが、4基が同時に爆発等の事故を起こす状況にあっては、広範囲の人々への二次被害をもたらすことになる（迅速で正確な情報を得られないことによって各人の汚染リスク回避の機会を奪われることになる）ため、国民への迅速かつ的確な情報の公表は義務として捉えることができるとする〔磯野・前掲注4640頁。内容は磯野論文公表当時のもの〕。なお、上記防災指針は、現在では、2012年10月31日に原子力規制委員会（同年9月19日に発足。これにより原子力安全委員会は廃止）によって定められた「原子力災害対策指針」（原子力災害対策特別措置法6条の2第1項が根拠条文となる）に置き換わっている（同指針は2013年2月27日と同年6月5日に全部改正されている）。周辺住民に対する情報提供については同指針「第3緊急事態応急対策」の「(4) 緊急時における住民等への情報提供」を参照。
- (49) SPEEDIは事故後数時間経過したところから既に動き始めていて、IAEAや福島県などには送られていたが、日本国内向けに公開されることはなかった。公開されたのは、2011年5月3日である。磯野・前掲注4640頁。
- (50) 同法26条1項2、7号は、緊急事態応急対策の対象事項として、放射線量の測定を規定する。
- (51) 日本弁護士連合会編『原発事故・損害賠償マニュアル』29頁以下（日本加除出版・2011年）。
- (52) この場合の原子力事業者と原子力関連事業者の責任は、共同不法行為責任になるとする〔日本弁護士連合会編・前掲注5133頁〕。大島賢一「原子力損害賠償の論点と課題—原子力損害賠償支援機構法による本格的損害賠償を前にして—」環境と公害41巻2号42頁（2011年）も、責任集中原則に疑問を呈し、全ての関係者に責任を課す方が国民負担を少なくし、損害賠償を確実に進めることができるとする。
- (53) 原子力損害賠償実務研究会編『原子力損害賠償の実務』28頁以下〔渡邊雅之〕（民事法研究会・2011年）。
- (54) ①については、原子力損害賠償支援機構法も制定されたため敢えて国に請求する必要はないかもしれないが、原賠法上は1事業所あたり1200億円を上限とする補償措置が講じられているだけであり、東京電力の資力とあわせても、数十兆円に上る福島第一原発事故による被害を賄うには明らかに資金的に不足しているとし、②については、原賠法16条は政府が「必要な援助」を行うものとしているが、これは国の義務として行うものではなく、この場合の支援は被害者の損害を全額賠償するためのものにはならない可能性がある、国の法的責任が認められれば、国の姿勢が大きく変化し補償が大きく前進することが期待できるとする。
- (55) 原子力損害賠償実務研究会編・前掲注53252頁以下は2011年9月9日に行われたシンポジウム（司会：橋本副孝、パネリスト：大橋正典、渡邊雅之、山口雅弘）の記録であるが、そこでも責任集中原則の射程がテーマのひとつとなっている。そこでは、①事前の国の政策の誤りに基づく国家賠償請求の可否と②発後的な国の不作為に基づく国家賠償請求の可否が議論されている。①については、国に対する請求を認めることは困難であるとする見解、原賠法4条1項は憲法17条に反して無効であるとの見解、原賠法の責任集中原則の射程距離はその立法趣旨の範囲に限られ憲法論を持ち出すまでもなく国賠法に基づく国家賠償請求が認められるとする見解が登場している。②は、稲わらから暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことに伴う（当該地域の）牛肉の買い控えについて、稲わらに関する国の行政指導が不徹底であるとした国賠請求が可能かどうかを問うものであるが、①で出された見解に加えて）①で原賠法4条1項を憲法違反とする論者から、かかる被害と東京電力による「原子炉の運転等」との間には相当因果関係がなく、原賠法上の原子力損害と

- ならないから責任集中原則もはたらかないとの意見が出されている。
- 56) 高橋・解説28頁以下。
- 57) さらに、問題提起のレベルであるが、「汚染の可能性を知らながら農作物等を売却した第三者にも賠償責任が生ずるのかという問題もある」とも指摘する〔高橋・解説30頁注(2)〕。
- 58) 卯辰昇「原子力損害賠償法における責任集中原則と国家補償」損害保険研究74巻1号122頁以下(2012年)。
- 59) 原賠法は、原子力事故による損害賠償の基本原則を定めることにより、「被害者の保護を図り」、「原子力事業の健全な発達に資する」ことを目的とする(1条)が、基本原則としての責任集中原則は、現時点では立法目的自体に疑義が生じている原子力事業の「健全な発達」に重点を置いた規定であるとする。卯辰・前掲注58)123-124頁。
- 60) 早川・国家賠償79頁以下。
- 61) 早川は、この観点から、前掲水戸地判平成20年2月27日の射程は、国賠法1条1項には及ばないとする(同81頁)。
- 62) 早川は、国家賠償制度の違法行為抑止機能にも着目し、国家賠償請求が認められなければ、国は自らのなした規制権限不行使の持つ違法性に向き合うことができず、福島第一原発事故によって得た教訓を反省材料として将来に生かす動機づけに乏しくすると述べる(同83頁)。
- 63) 鳥谷部茂「福島原発事故における放射能汚染の法的責任」広島法学35巻3号7頁(2012年)も、「政府が国策として推進してきたことに対する政治責任に加え、政府の安全管理等に問題がある場合には法的責任も負担することになり、その場合には、原子力事業者と国の共同不法行為責任が発生することになる」として、国の責任を肯定する。
- 64) 福武公子「原子力訴訟の到達点と課題」淡路剛久ほか編『公害環境訴訟の新たな展開—権利救済から政策形成へ』349頁以下(日本評論社・2012年)参照。
- 65) 最判昭和30年4月19日民集9巻5号534頁以来の確立した判例法理である。個人責任については、判例が否定し学説がこれに異を唱えるという構図が半ば固定化している。
- 66) 阿部泰隆「国家賠償法上の求償権の不行使からみた行政の組織的腐敗と解決策」自治研究87巻9号4頁、25頁以下(2011年)。もっとも、地方公共団体の場合は住民訴訟があるため、まったく対処できないわけではない。
- 67) 柳沼充彦「東海村JCOウラン加工工場臨界事故を振り返る—周辺住民の健康管理の在り方を中心に—」立法と調査338号133-134頁(2013年)。
- 68) 早川・国家賠償80頁。
- 69) 政府も被害者に対する適切な(=相当因果関係のある損害の全てについて)賠償がおこなわれる旨を答弁している。高橋・解説18-19頁。
- 70) 磯野・前掲注(46)39頁以下、卯辰・前掲注58)137-138頁が詳しい。
- 71) 原子力緊急事態宣言は、福島第一原発事故においては2011年3月11日に発令された。2013年5月12日現在も解除されていないため、この間の対策は緊急事態応急対策となる。
- 72) 磯野・前掲注(46)39頁、卯辰・前掲注58)137-138頁。「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(平成24年6月27日法律第48号、「子ども・被災者生活支援法」)上の義務違反も国賠法1条1項の適用上違法となりうる。
- 73) 2012年6月18日朝日新聞朝刊。
- 74) 事故後に従前の基準を緩和することに対して、新潟県知事の泉田裕彦は、「放射性物質の管理を3月11日以前よりも緩めることにより健康被害を受ける人が出ることになれば傷害です。それによって亡くなる方が出れば傷害致死と言いたいところですが、わかってやっていたら殺人に近いのではないのでしょうか」とまで述べるが(平成25年2月14日泉田知事定例記者会見要旨〔新潟県HPより〕)、基準緩和への強い懸念を示すものといえる。事実、基準緩和により原子力発電所構内よりも敷地外での取り扱いの方が緩くなるという逆転現象が起きている。泉田は、濃度規制しか行わなかったため総量としての有機水銀が環境中に拡散され引き起こされた新潟水俣病の例を挙げて、放射性物質の管理において総量規制を行わないことへの懸念も示している(平成24年10月15日付「震災がれきの試験焼却結果に関する知事コメント」新潟県報道資料より)。
- 75) 被害者が因果関係を立証することは不可能であるため、立証責任の転換等の対応が必要となる。
- 76) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關

する法律（原子炉等規制法）上、核燃料物質によって汚染された物でないものとして扱われる（61条の2第3項）基準は、セシウム134、137単独でそれぞれ100Bq/kg（「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」〔平成17年11月22日経済産業省令第112号〕2条1項1号、別表第1等。いわゆるクリアランス制度）であるのに対し、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が規定する指定廃棄物の基準はセシウム134、137の合計で8000Bq/kgである（「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」〔平成23年12月14日環境省令第33号〕14条）。そして、災害廃棄物の受入れの目安は、後者と平仄を合わせる形で、たとえば可燃物については焼却後の焼却灰等の放射能濃度が8000Bq/kgを下回ることを、焼却前の放射能濃度が240Bq/kg以下であること等となっている（「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する方法等」〔平成24年4月17日環境省告示第76号〕第2）。なお、事故前のクリアランスレベルに比べて基準が2桁近く緩和されていることや、当初福島県の災害廃棄物処理への適用を想定して行われた基準を東日本に拡大し、さらに全国に適用することの是非について公開性の高い議論を経ていないことを理由に、原発事故による直接影響が軽微であった地域での広域処理について慎重な検討が必要である旨述べるものとして、森口祐一「広域処理の経緯と今後に向けた課題」SUR(Sustainable urban regeneration)24号25頁（2012年）。

(7) 災害廃棄物の広域処理については、復興予算の適正な支出という観点からも疑義が呈されている（東京新聞2013年5月13日朝刊）。

(8) 同一被害者の損害が拡大した場合については、最判平成13年3月13日民集55巻2号328頁を参照。

(9) 稲わらに関する国の行政指導が不徹底であったため損害が拡大したというケースについて相当因果関係を否定するものとして、原子力損害賠償実務研究会・前掲注53263頁。もっとも、相当因果

関係が認められないから原賠法上の原子力損害とはいえず、国賠法に基づく国家賠償請求が認められるとする文脈において述べられたものである。

(80) 原子力事業者を念頭に置いていると思われるが、原発事故と事実の因果関係がある全損害を賠償させるべきとするものとして、米倉明「原発事故損害賠償請求雑考」戸籍時報678号48頁、55頁以下（2012年）。民法416条は原発事故などを夢想もしないで作られた条文ゆえ、原発事故による損害賠償責任について拘束力を当然にもつと解する必要はなく、さらに相当因果関係についても、原賠法には相当因果関係で損害をふるいにかけろとは書かれていないとする。

(81) 性質上、原子力損害（原賠法2条2項）とはいえないものについて別途検討する必要があることはいうまでもない。

(82) ただし、この点についてはなお検討が必要である。

(83) だからこそ各地で食材等の放射能濃度測定所が民間人によって開設されているわけである。

(84) 河崎健一郎「原発事故に伴う自主避難と『避難する権利』」秋山靖浩ほか編『別冊法学セミナー3・11大震災 暮らしの再生と法律家の仕事』146頁（日本評論社・2012年）は、「歴史を紐解けば、当初は全くのシロであるとしたものが、後になってクロであると判明することは決して珍しいことではない。むしろ、公害事件、薬害事件の歴史はそうしたことの繰り返しであったと言っても過言ではない」と述べる。